



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

バハレーン：イスラエル関係全面禁止法案の下院通過

(10月28日付現地各紙)

28日付現地各地は、バハレーン下院が、全ての分野における対イスラエル関係を全面的に禁じる法案を承認したことについて報じている。概要は以下の通りである。

1. バハレーン下院は、全てのバハレーン人（個人、法人とも）に、イスラエルとの関係を持つことを全面的に禁じる法案を承認し、諮問院に上程することを決定した。
2. 本法案が指すイスラエルとの関係とは、直接ないし間接にイスラエル内に存在する、または、イスラエル国籍を有する団体や個人と合意をしたり、これらのために働いたりすること、また、商業取引その他あらゆる関係を持つことを指す。また、イスラエルに権益や支部、代理店などを有する企業や団体は、ここで言うイスラエルにあたる。また、イスラエル製品の購入や交換も禁じられる。
3. 同法案は、意図的にイスラエルと関係をもった者に対して、3年以上5年以下の禁固刑が科せられ、それに加えて1万バハレーン・ディナール以下の罰金を科すことができるとしている。また、法人の場合、イスラエルと取引したり、イスラエル産品を宣伝、販売した場合、同法人は事業許可を10年間喪失する。  
また、同法案は、米国とのFTA締結のために閉鎖したイスラエル・ボイコット事務所を再開させるとしている。
4. バハレーン外務省関係者は、法案は外交政策立案による干渉だと主張していたが、これに対して下院議員は、下院の立法権限は全ての分野に及ぶと激しく反発した。